

麦チェーンサポーター店認定事業実施要領

1 目的

本事業は、道内における輸入小麦から道産小麦への利用転換を促進する麦チェーン運動を推進するに当たり、道産小麦を積極的に使用して、こだわりの製品やメニューなどを提供する道内の外食店や製造・販売店などを「麦チェーンサポーター店」として認定し、道産小麦の一層の利用促進を図るとともに、道産小麦に関する発信拠点としての役割を通じて、道民等に対する道産小麦商品の魅力の伝達と麦チェーン運動の普及・啓発を推進することを目的とする。

※麦チェーン運動

地産地消の観点に立ち、本道における生産から流通・加工、消費の関係者が一体となって、需要の高い小麦の生産や道産小麦を使った新商品の開発、販路拡大、PR活動など、輸入小麦から道産小麦への利用転換に向けて取り組む運動。

2 事業主体

北海道（事務局：農政部食の安全・みどりの農業推進局食品政策課）

3 認定対象店

道内で営業し、消費者に直接小麦製品やメニューを提供する外食店、製造・販売店等（以下「店舗」という。）

（例：外食店（ラーメン、うどん、イタリアン等）、製造・販売店（パン、お菓子等）等）

4 認定要件

次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

（1）原則として、申請月日以前1年間で店舗総体の道産小麦使用率が30%以上（道産小麦の不作等により道産小麦の確保が困難になり、やむを得ず要件を欠く場合には、それ以前の直近の平常的な期間とすることも可能とする。）、又は、申請月日現在、道産小麦100%商品を1アイテム以上提供していること。

（2）将来的に（申請のおおむね3年後を目標）店舗総体の道産小麦使用率をおおむね50%以上とすることを宣言すること。

5 認定手続等

（1）募集及び問い合わせ

募集及び問い合わせに関する事務は、農政部食の安全・みどりの農業推進局食品政策課（以下「農政部」という。）及び各総合振興局・振興局産業振興部農務課（以下「振興局等」という。）が行うものとする。

ただし、同一経営体で認定を受けようとする店舗が複数あり、その所在地が2振興局等以上となる場合は、農政部が行うものとする。

(2) 募集の告知方法

- ア 農政部は、道ホームページへの掲載、報道機関や関係業界団体を通じた募集を行うものとする。
- イ 振興局等は、振興局等ホームページや市町村広報誌等への掲載のほか、報道機関や関係業界団体を通じた募集を行うものとする。

(3) 申込み

- ア 認定を受けようとする店舗（施設内に複数の店舗がある場合は、個別店ごととする。）の経営者（以下「認定希望者」という。）は、道ホームページを通じて第1号様式の「麦チェーンサポーター店認定申込書」（以下、「申込書」という。）及び「麦チェーンサポーター店舗申込書記載要領」（以下「申込書等」という。）をダウンロードするか、又は、直接、農政部又は振興局等に申込書を請求するものとする。
- イ アの請求を受けた農政部又は振興局等は、申込書等を送付するものとする。
- ウ 認定希望者は、申込書及び店舗の概要のほか、会社概要（販売店舗・支店一覧を含む。）を記載したパンフレット及び商品の概要など参考となる資料（HP や SNS 等概要がわかるものを提示することも可）を一組として、当該店舗の所在地の振興局等に提出（郵送・Eメールなど方式は任意）するものとする。
- エ なお、同一経営体で認定を受けようとする店舗が複数あり、その所在地が2振興局等以上となる場合は、農政部に申し込むものとする。
- オ 申込みを受けた振興局等は、提出のあった第1号様式を農政部に速やかに提出するものとする。

(4) 認定

- ア 農政部は、4の認定要件を満たしていると判断した場合、店舗ごとに認定するものとし、別に定める「麦チェーンサポーター店認定証」1枚、「麦チェーンサポーター・木製プレート」1個及び「麦チェーンパンフレット」1部（以下「認定証等」という。）を交付するものとする。
- イ なお、認定要件を満たしていないと判断された場合、農政部は、理由を付してその結果を認定希望者及び関係振興局等に通知するものとする。
- ウ 農政部は、認定した場合は、第2号様式の「麦チェーンサポーター店認定一覧表」を作成し、関係振興局等に通知するものとする。

(5) 認定の取消し等

- ア 認定を受けたサポーター店は、認定の要件を欠いたり、営業を廃止又は休止した場合は、第3号様式（麦チェーンサポーター店取消・休止届）を農政部又は振興局等に速やかに届けるものとする。
- イ 認定を受けたサポーター店は、認定店の名称・住所等に変更を生じた場合は、第4号様式（麦チェーンサポーター店変更届）により農政部又は振興局等に速やかに届けるものとする。
- ウ 振興局等は、サポーター店が認定要件を欠いたり、認定店としてふさわしくないと認められるとき及びア並びにイの届出を受けたときは、農政部に報告するものとする。
農政部は、報告を受けた内容を審査した上で、認定の取消し及び変更を決定するものと

する。

エ 農政部は、取消し又は変更を行った場合は、当該店舗にその旨を通知するとともに、振興局等に第2号様式を添付し、通知するものとする。

6 サポーター店の紹介・PR

(1) 農政部は、サポーター店について、道ホームページ、報道機関、関係機関・団体を通じて広く道民に周知するほか、様々な媒体を通じ利用促進のためのPRを行うものとする。

(2) 振興局等は、サポーター店について、振興局等ホームページ、報道機関、市町村等を通じて広く地域住民に周知するほか、消費者団体や観光関係団体等にも協力を求め、利用促進のためのPRを行うものとする。

振興局等は、これらの取組に当たっては、食品関係団体の地域組織等とも連携を図るものとする。

7 サポーター店の役割

(1) 認定証等を利用者の見やすい場所に掲示し、道産小麦の一層の利用促進に努めること。

(2) 道産小麦を使用した製品やメニュー等の積極的な提供に努めること。

(3) 道産小麦100%使用商品など、道産小麦を使用している商品についてはその旨、積極的に表示し、当該商品の一層のPRに努めること。

(4) 道産小麦に関する情報を同業者や利用者に広めること。

(5) 道産小麦の使用状況や意見・要望に関する調査に協力すること。

8 その他

(1) 道産小麦の使用状況や店舗の営業状況などについて、必要に応じ農政部や振興局等の担当者が店舗等を訪問し、確認するものとする。

(2) 本要領に定めのない事項は、農政部が必要に応じ別に定めるものとする。

附則

1 この要領は、平成22年2月1日から施行する。

2 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

3 この要領は、令和2年(2020年)6月8日から施行する。

4 この要領は、令和6年(2024年)4月1日から施行する。

提出先一覧

名 称	郵便番号	住 所	電話番号 (ダイヤル)
空知総合振興局産業振興部農務課	068-8558	岩見沢市 8 条西 5 丁目	0126-20-0083
石狩振興局産業振興部農務課	060-8558	札幌市中央区北 3 条西 7 丁目	011-204-5847
後志総合振興局産業振興部農務課	044-8588	虻田郡倶知安町北 1 条東 2 丁目	0136-23-1406
胆振総合振興局産業振興部農務課	051-8558	室蘭市海岸町 1 - 4 - 1	0143-24-9816
日高振興局産業振興部農務課	057-8558	浦河郡浦河町栄丘東通 56	0146-22-9344
渡島総合振興局産業振興部農務課	041-8558	函館市美原 4 丁目 6-16	0138-47-9497
檜山振興局産業振興部農務課	043-8558	檜山郡江差町字陣屋町 336-3	0139-52-5474
上川総合振興局産業振興部農務課	079-8610	旭川市永山 6 条 19 丁目 1-1	0166-46-4984
留萌振興局産業振興部農務課	077-8585	留萌市住之江町 2 丁目 1 - 2	0164-42-8490
宗谷総合振興局産業振興部農務課	097-8558	稚内市末広 4 丁目 2-27	0162-33-2957
オホーツク総合振興局産業振興部農務課	093-8585	網走市北 7 条西 3 丁目	0152-41-0780
十勝総合振興局産業振興部農務課	080-8588	帯広市東 3 条南 3 丁目	0155-26-9063
釧路総合振興局産業振興部農務課	085-8588	釧路市浦見 2 丁目 2-54	0154-43-9223
根室振興局産業振興部農務課	087-8588	根室市常盤町 3 丁目 28	0153-23-6871
北海道農政部食の安全・みどりの農業推進 局食品政策課	060-8588	札幌市中央区北 3 条西 6 丁目	011-207-5427